

■ 再議論・承認案件 【詳細 資料2】

再議論

- ①事業
- ②団体の要件
- ③募集区分
- ④協働事業の決定・実施

承認

- ⑤事業の休止・取り下げ
- ⑥審査
- ⑦周知方法
- ⑧報告会
- ⑨その他
(全体的なスケジュールや様式等(将来ビジョン(事業実施年数)の記載等)や募集要領等の詳細部分に関しては、調整をおこなう。)

■ 新規議論案件

- ①「現在の市民協働事業提案制度 実施事業」について(取扱い)
新たに期間の概念(3年間)を設けるため、現在「市民協働事業提案制度」で採択され、事業を実施している団体(=既存団体)については、一旦、報告会を行っていただいた後、制度からは外れ、再スタートいただく。※十分な周知を行う。
ただし、現在の実施事業に加えて+αの部分を加えていただければ、「市民協働事業提案制度」での応募・実施可能とする。
- ②「制度名(ネーミング)」について
- ③「周知チラシ」について 【資料3 参照】
- ④「制度の開始時期」について
令和4年度～募集を開始
令和5年度～は、通常通りのスケジュール間で開始